

令和2年4月14日

## 建設リサイクル法に基づく 解体工事業者の登録に係るお知らせ

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく解体工事業者の登録申請については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### 記

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録申請については、**郵送の受付も可能**とさせていただきます。

手数料の納付につきましては、いばらき電子申請届出サービスにより電子納付が可能です。申請予定の方は、事前に問合せ先までご連絡をお願い致します。

感染症予防のためご協力頂けますようお願い致します。

※来庁される方は、新型コロナウイルス感染症対策として間隔をあけて対応させていただきます。

### 申請に必要な書類について（茨城県土木部検査指導課ホームページより入手できます）

- ・解体工事業者登録申請書（別記様式第1号）
- ・誓約書（別記様式第2号）
- ・技術管理者の基準に適合することを証する書面  
※実務経験を必要とする場合は、実務経験証明書（別記様式第3号）
- ・登録申請者等の調書（別記様式第4号）
- ・住民票抄本等（法人の場合は役員の住民票抄本等も必要）
- ・法人の場合は登記簿謄本
- ・技術管理者の住民票抄本等

申請手数料 新規：33,000円 更新：26,000円

問合せ先：茨城県土木部検査指導課

建設リサイクル担当

電話：029-301-4386

F A X：029-301-4389